

新型コロナウイルスにより死亡された方のご葬儀について

現在、各地にて猛威を振るっているコロナウイルスですがここでは厚生労働省、東京都が定めた葬祭業のガイドラインをお話しします。

コロナウイルスの感染者が死亡した場合、医療機関にて納体袋に納めて消毒をおこないその場にて納棺いたします。その後指定車両にて指定火葬場に搬送し火葬いたします。

この際に立ち会える遺族は 5 名以下、故人との面会、花入れ等は省略されることとなります。

2 類指定感染症のため死亡後 24 時間を待たずの火葬が推奨されております。

ご遺体の自宅への搬送、民間施設での安置などは不可の要請が出ておりますのでご理解ください。

3 月 15 日現在、千葉県ではガイドラインが出来ておりませんが東京都に準ずる内容が策定されると充分予想されておりますのでご理解をお願い致します。

当社施設及びさくら斎場では先に火葬を執り行い、現在の状況が収束してからのお骨にての葬儀(骨葬)でのお弔いが出来ますのでどうぞご相談ください。